

<報道発表資料>

令和7年5月19日

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

京都市歯周疾患予防健診の対象年齢の拡充

～対象年齢に25歳・35歳を追加します～

若い世代の歯科健診の機会を拡充するため、京都市歯周疾患予防健診の対象年齢に25歳・35歳を追加します。これにより、20歳～70歳までの5歳ごとの節目の方に歯周疾患予防健診を受けていただくことができるようになります。

5年に1度の貴重な歯科健診の機会をきっかけに、かかりつけ歯科をもち、歯と口の健康管理につなげましょう。

【事業概要】

● 変更内容

歯周疾患予防健診の対象年齢に満25歳及び35歳を追加

【現 行】市内在住の満20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳
【変更後】市内在住の満20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

※各年齢は、健診実施日時点の満年齢（各年齢の誕生日から次の誕生日前日まで）

※費用負担は500円（免除の規定あり）

● 変更年月日

令和7年6月1日（日） ※健診実施日は各医療機関の診療日に基づきます。

● 経過措置

令和7年度に限り、令和7年4月1日時点で満25歳又は35歳の方は、令和8年3月31日まで本健診を受けていただけます（ただし、いずれも健診実施日時点で市内在住に限ります）。

● 詳細

健診内容や実施場所、自己負担金などの事業の詳細については、

下記URL又は右の二次元コードから御確認ください。

URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000246515.html>

京都市情報館HP
歯周疾患予防健診↓



<お問合せ先>

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（口腔保健担当）

電話：075-222-4420